

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会
中間的整理（案）

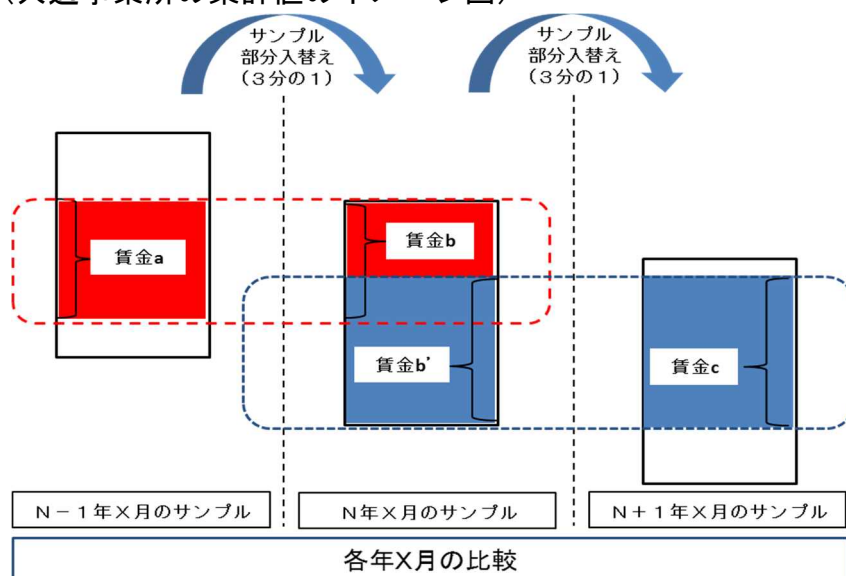
平成 31 年 3 月 日

1 「共通事業所の集計値」とは

- 毎月勤労統計において「本系列」として公表されている数値は、我が国の常用労働者 5 人以上規模のすべての事業所を母集団として、無作為抽出に基づき算出されているものであり、日本の経済全体の賃金や労働時間等の水準やその動きを表している指標である。
- したがって、「本系列」には、経済構造の変化に伴う動きも反映され、それらを含めた我が国の賃金等の指標であり、時系列比較も可能な統計である。
- ただし、サンプル入替時や、基準とする事業所規模・産業別の労働者構成割合の見直し（労働者のウェイト変化）の際には、一時的な断層（ギャップ）が発生する。
- この影響を除去した短期的な賃金等の動向を見るために、同一の事業所の前年同月比を参考値として公表しているものが、「共通事業所の集計値」である。
- 具体的な集計方法は、
 - ①調査対象事業所の部分入れ替え
 - ②産業構造の変化等に伴う労働者のウェイトの変化の影響を除いたものとするよう、1 年前と当月の両方で回答している調査対象（共通事業所）のみに限定し、1 年前と当月の労働者のウェイトを同一のものとして集計して、前年同月比を算定している。従来は、事業所規模 30～499 人以下については、2～3 年ごとにサンプルを総入替していたものを、平成 30 年 1 月に、部分入替（ローテーション・サンプリング）方式に変更したことから、集計が可能となった。
- 「共通事業所の集計値」は、前年同月比という 1 年間の動きに限定して集計することを目的としているので、1 年前と当月の両方で回答している調査対象のみを対象としている。このため、前年と比較するか、翌年と比較するかで、当月の集計対象事業所が異なり、その結果、各年各月において 2 つの実数が併存することとなる。また、あくまでも前年同月との比較をする目的のため、当月と翌月との比較においては、それぞれで 1 年前と両方に回答しているという制約があることから、両者は異なる事業所群となっている。
- 以上のような限定的な集計値であるため、「本系列」のような長期的な時系列比較が可能な指標とはなっていない。
- こうしたことから、「共通事業所」については、名目賃金額及び前年同月比のみ公表しており、名目賃金指数や実質賃金指数については、これまで作

成していない。なお、名目賃金指数及び実質賃金指数については、「本系列」において公表している。

(共通事業所の集計値のイメージ図)



(共通事業所の集計値)

	共通事業所の集計値				
	実額			前年同月比	
	平成28年	平成29年	平成30年	平成29年	平成30年
1月	268,258	272,965 276,964	277,697	1.8	0.3
2月	263,248	263,537 266,618	268,842	0.1	0.8
3月	278,777	279,747 284,826	288,135	0.3	1.2
4月	275,615	278,802 280,402	281,553	1.2	0.4
5月	271,342	273,001 276,408	277,302	0.6	0.3
6月	437,441	440,253 445,035	451,154	0.6	1.4
7月	373,904	373,363 377,481	380,165	-0.1	0.7
8月	272,356	275,883 274,845	277,199	1.3	0.9
9月	266,316	269,465 270,527	270,801	1.2	0.1
10月	269,144	270,424 270,722	273,197	0.5	0.9
11月	278,093	282,131 283,606	286,339	1.5	1.0
12月	556,123	563,960 564,661	575,980	1.4	2.0

2 実質化に向けた論点の検討状況

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会（以下「検討会」という。）での実質化（※）に向けた論点の検討状況は、以下の通りである。なお、第3回検討会においては、有識者からのヒアリングを実施した。

（※）実質化とは、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くこと

論点1 実質化を検討するに当たり、「本系列」と「共通事業所の集計値」の特性をどう考えるか。

（これまでの議論）

- 「共通事業所の集計値」の特性としては、
 - ・「本系列」が無作為抽出であることに対して、1年前と当月の両方で回答している調査対象のみに限定しているために、事業所の入替方法の違いから、事業所規模別・産業別等見た場合にサンプルに偏りがあり、結果の精度に影響を与えている可能性がある。（本系列と比較して、500人以上規模事業所の割合が高く、5～29人規模事業所の割合が低いなど）

「共通事業所の集計値」の事業所数が「本系列」の事業所数に占める割合（平成30年1月）

- 「共通事業所の集計値」の調査対象事業所は、全て「本系列」の事業所数に包含されており、「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合をみると、**500人以上事業所では80%程度、5～29人事業所では30%程度**となっている。

(%)

	「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合				
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	5人以上
鉱業、採石業	0.0	83.3	45.5	35.7	51.0
建設業	82.5	37.7	44.4	32.2	34.5
製造業	90.5	46.6	44.7	30.6	47.1
電気・ガス業	91.3	40.0	41.3	42.7	47.7
情報通信業	75.2	47.9	50.0	28.9	42.3
運輸業、郵便業	84.6	45.9	41.9	31.8	43.5
卸売業、小売業	71.3	45.3	43.4	27.6	32.8
金融業、保険業	87.0	47.2	47.7	34.0	41.9
不動産・物品貸借業	60.9	45.7	42.5	30.5	35.7
学術研究等	89.4	36.7	38.5	29.5	38.1
飲食サービス業等	74.3	44.2	45.5	26.9	34.1
生活関連サービス業等	58.3	48.0	44.4	30.1	35.4
教育・学習支援業	83.0	47.1	47.9	28.8	42.1
医療、福祉	78.5	37.2	39.5	29.8	42.3
複合サービス事業	25.0	47.1	30.0	39.5	38.4
その他のサービス業	70.4	41.0	41.1	32.4	40.7
産業計	82.7	44.7	43.5	30.1	40.2

・継続的に回答している事業所が集計対象になりやすいという特性から、その結果について一定のバイアスがある可能性がある。（本系列と比較して、賃金額が相対的に高い可能性があるなど）
 などが考えられる。

共通事業所と未提出事業所との比較（平成29年各月）

現金給与総額		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所（計）	①共通事業所	276,964	266,618	284,826	280,402	276,408	445,035	377,481	274,845	270,527	270,722	283,606	564,661
	②未提出事業所	252,686	264,327	273,017	255,756	268,029	407,362	358,069	272,343	254,847	258,381	278,677	500,306
	②／①	0.91	0.99	0.96	0.91	0.97	0.92	0.95	0.99	0.94	0.95	0.98	0.89
500人～	①共通事業所	387,341	367,290	384,021	385,320	403,081	740,098	573,186	368,799	370,194	375,993	413,106	917,803
	②未提出事業所	345,771	352,559	364,479	355,756	347,657	710,253	514,972	353,488	355,585	353,442	372,459	865,598
	②／①	0.89	0.96	0.95	0.92	0.86	0.96	0.90	0.96	0.96	0.94	0.90	0.94
100～499人	①共通事業所	313,329	298,329	322,551	315,173	304,118	545,248	431,997	306,499	307,591	305,854	321,706	688,254
	②未提出事業所	295,827	296,191	348,099	293,690	298,559	560,040	388,882	301,779	278,579	303,497	311,604	567,899
	②／①	0.94	0.99	1.08	0.93	0.98	1.03	0.90	0.98	0.91	0.99	0.97	0.83
30～99人	①共通事業所	265,210	256,967	281,066	274,211	264,345	436,548	356,909	268,348	266,980	265,577	272,395	554,417
	②未提出事業所	241,261	271,003	251,540	242,724	282,827	362,835	380,166	265,383	247,827	240,220	269,560	527,393
	②／①	0.91	1.05	0.89	0.89	1.07	0.83	1.07	0.99	0.93	0.90	0.99	0.95
5～29人	①共通事業所	232,409	225,999	238,144	234,622	230,170	307,564	301,581	233,815	223,495	223,870	231,275	400,871
	②未提出事業所	213,683	220,698	223,553	218,337	223,402	278,970	289,624	238,907	220,673	219,723	241,602	353,688
	②／①	0.92	0.98	0.94	0.93	0.97	0.91	0.96	1.02	0.99	0.98	1.04	0.88

共通事業所と本系列との当該月の労働者ウェイトによる集計値の比較（平成29年各月）

現金給与総額		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所	①共通事業所（29年～30年）	275,955	266,428	283,895	279,447	276,642	445,099	376,096	274,544	270,271	270,207	282,966	562,672
	②共通事業所（28年～29年）	272,965	263,537	279,747	278,802	273,001	440,253	373,363	275,883	269,465	270,424	282,131	563,960
	③本系列（再集計値）	271,855	264,321	280,237	276,950	272,674	437,822	373,274	275,364	268,931	269,385	280,345	557,195
500人～	①共通事業所（29年～30年）	377,543	361,703	375,601	376,668	398,779	730,904	565,706	364,253	365,496	369,853	408,473	910,998
	②共通事業所（28年～29年）	375,227	362,723	378,358	377,917	393,299	734,113	562,509	362,659	365,066	372,135	406,353	917,479
	③本系列（再集計値）	375,375	362,169	377,705	377,271	391,452	728,782	560,110	362,511	365,013	369,834	404,110	908,834
100～499人	①共通事業所（29年～30年）	312,255	297,532	320,022	314,351	304,397	551,539	432,118	306,186	307,892	306,140	322,447	688,502
	②共通事業所（28年～29年）	312,666	297,829	324,225	316,767	305,121	548,411	431,321	305,408	305,701	307,556	320,340	682,275
	③本系列（再集計値）	306,620	294,703	316,009	309,758	299,714	538,638	422,904	301,968	300,347	300,980	314,368	665,052
30～99人	①共通事業所（29年～30年）	267,582	259,827	285,000	277,001	269,050	445,567	360,529	271,655	270,100	268,300	274,505	565,183
	②共通事業所（28年～29年）	266,982	261,236	277,371	278,070	269,089	445,961	360,694	273,140	270,122	268,203	275,957	562,375
	③本系列（再集計値）	264,446	261,118	282,531	275,237	268,259	433,617	364,183	272,028	268,524	266,125	271,232	560,444
5～29人	①共通事業所（29年～30年）	233,296	227,140	239,329	235,613	231,271	309,870	302,020	234,826	224,838	225,293	232,248	401,460
	②共通事業所（28年～29年）	227,029	219,251	230,819	232,020	223,867	299,193	296,559	237,773	223,870	224,472	231,178	406,625
	③本系列（再集計値）	228,758	222,853	233,559	232,861	226,716	306,232	299,400	238,841	226,113	226,776	232,815	402,313

- 「共通事業所の集計値」の前年同月比を時系列でみる場合には、
 - ・標本数が少なくなるため、標本誤差が大きくなること。（事業所規模・産業別に、その影響に差があると考えられる。）
 - ・新規事業所の影響が反映されておらず、標本に偏りがある可能性。
 - ・作成が開始されてから12か月分のデータであり、蓄積が乏しいこと。
 - ・ローテーション・サンプリングの経過措置の間には、入替割合に相違があるため、精度が変化し、指標として安定していない。
 といった課題が存在する。
- 「共通事業所」の賃金変化率は、同一事業所に勤続し続けることを前提とした賃金変化を近似するものであり、計測対象とする労働市場を実質的に限定していることは意識する必要がある。
- 「共通事業所の集計値」は継続就業者の平均賃金の変化率を「本系列」

よりも正確に求められるが、ただし、継続事業所でも採用・退職等により労働者は入れ替わっており、継続就業者＝同一個人の賃金水準の変化率を正確に推定できるわけではないことには注意が必要である。（毎月勤労統計はあくまでも事業所側からの情報である。）

（さらに検討すべき課題）

- 「本系列」が、無作為抽出により日本全体の賃金水準を集計したものである一方、「共通事業所の集計値」は、いかなるものを代表する数値であるか、その意味するところを考える必要がある。
- 「共通事業所」の母集団とは、「本系列」の母集団と同じなのか、あるいは、いわゆる「既存事業所」（前年から存続している事業所）であり、「本系列」の母集団から１年間に新設された事業所を除いたもの、と考えてよいか。後者の場合であれば、母集団への復元・集計方法として、「本系列」とは変える必要がある。
- 「共通事業所」にはサンプルに一定の偏りがあるが、事業所規模・産業・都道府県等の利用可能な情報でコントロールした後で平均賃金の水準に偏りがあるかどうかを計算すべきである。
- 「共通事業所」の賃金水準について偏りがあるとしても、賃金変化率について偏りがあるかはわかっていない。賃金水準と賃金変化率との関係が「共通事業所」と「非共通事業所」で同一であれば、賃金水準の偏りを基に賃金変化率の偏りも補正できると想定できるが、この点は検証する必要がある。
- 「本系列」と「共通事業所の集計値」の誤差と水準、変化率の違いについて、特に５～２９人規模の事業所が及ぼしている影響について検討することが必要である。（５～２９人事業所については、調査対象事業所が半年ごとに３分の１ずつ入れ替わるため、共通事業所として集計される割合が他の事業所規模と比較して低く、結果の精度に影響を与えている可能性がある。）
- 共通事業所はサンプル数が少ないため、その復元・推定に当たっては精度が問題であり、賃金額の標準偏差等を計算することを検討すべきではないか。
- 事業所規模・産業ごとに「共通事業所」と「非共通事業所」の「集計値」の差を分析した上で、望ましいウェイトを検討することが必要である。「非共通事業所」には、廃業等による脱落と、未回答のために対象外となったものがあり、分析においては分けて考える必要がある。
- 共通事業所の「サバイバル・バイアス」（継続的に回答している事業所が対象となる可能性が高く、経営的に安定していて賃金水準が相対的に高いなどの特性が存在すること）や、事業所規模・産業の区分ごとのサンプ

ルの安定性の違いが賃金に及ぼす影響について検討することが必要である。

- 事業所規模・産業別の単位集計区分ごとに推定比率を乗じる推計方法を行っているので、共通事業所について、区分内での本系列との比較や、サンプル数が少ないために区分内で事業所が0となる可能性が相対的に高いことの影響等を検討することが必要である。
- 「共通事業所の集計値」は、「本系列」と比べ、サンプルの偏りや集計結果に一定のバイアスがある可能性があることから、その利用には一定の限界があると思われるので、本検討会の検討事項を超えているが、今後「本系列」において何らかの工夫を目指すべきではないか。

論点2 「共通事業所の集計値」については、その比較の基となる賃金額が、同年同月で2種類存在するが、こうした共通事業所の基本的性格に照らし、「共通事業所の集計値」の「実質賃金指数」の作成についてどう考えるか。

(これまでの議論)

- 「共通事業所」については、前年同月との共通事業所群と、翌年同月との共通事業所群は異なる事業所群になるため、各月において2つの実数が併存するという基本的性格から、経年変化をみる指数化になじまない。
- 加えて、当月と翌月との比較においても、それぞれで1年前と両方に回答しているという制約があることから、両者は異なる事業所群となっており、単純に比較ができない。
- このため、前年同月との比較は可能だが、時系列として連続的に指数化することは、現在の定義のままでは困難と考えられる。
- 共通事業所はウェイト更新の影響を除去しているが、各月において前年と翌年それぞれと比較する二つの事業所群から得られる数値の差には、その影響が含まれていると考えられることから、長期的な指数を作った場合、本系列のギャップは含まれる可能性があることに留意する必要がある。

(さらに検討すべき課題)

- 「共通事業所の集計値」は、1年前との比較という短期的な動向を見るために、特定の影響を除去した前年同月比を算定するという限定的な目的の参考値であり、指数化を前提とした作成方法となっていないため、指数化にはそれに応じた作成方法の検討が必要である。
- 母集団労働者数への復元においても、便宜上「本系列」と同じ労働者ウェイトを使用しているが、時系列比較が可能な指数を作成するに当たっては、サンプルの偏りやその特性を踏まえた復元方法を検討すべきである。

- 一案として、サンプルの偏りを踏まえた集計方法や、「共通事業所」と「非共通事業所」との差を分析した上でのその特性に応じた補正を行うことを検討するにより、指数化を行うことが考えられる。
- ただし、仮にそのような指数を作成した場合に、それが現行の「共通事業所の集計値」とは異なるものとなることも考えられ、どのような意味を持つかは、改めて整理する必要がある。

論点3 仮に「共通事業所の集計値」の前年同月比から、消費者物価指数を用いて、「共通事業所の集計値の前年同月比を実質化した値」を算出したとすると、実質化の本来的な意味に照らし、この数値はどのような意味を持つのか。

(これまでの議論)

- 実質化とは、すなわち、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くことであり、単に前年との比較と言うよりは、物価の変動を踏まえた賃金等の価値を示すために行うものである。
- 実質化には、月々の動向を見る短期的なものと、年収ベース等で考える長期的なものとの、両方の視点が存在することにも留意が必要である。
- 「共通事業所の集計値」の実質賃金については、「実質化」が持つ本来的な意味を踏まえつつ、その計算の可否を判断する必要がある。
- 実質化に当たり、「本系列」では消費者物価指数（帰属家賃を除く総合）を用いているが、一定の特性を持つ「共通事業所の集計値」について、その特性にあった物価指数（デフレーター）で調整することも考えられるが、現在の物価指数の研究状況を踏まえると、共通事業所の特性に合った物価指数を作成することは困難である。

(さらに検討すべき課題)

- 実質化するのであれば、その前提として、「共通事業所の集計値」はそもそもどういった数値なのかを整理し、その実質化はどのような意味を持つものであるかを示すべきである。

3 今後の進め方

「さらに検討すべき課題」で挙げられたものを検討するために、必要な作業（再集計、分析を含む）を進める。